平成２４年（フ）第５９９号
埼玉県飯能市大字新光50番地30
債務者　信太　金昌
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（フ）第２７６号
埼玉県熊谷市押切366番地１
債務者　大島優子こと　オオシマナタヤ
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２４年（フ）第３６号
静岡県掛川市城北２丁目10番10号、旧住所静岡県島田市岸町276番地の３
債務者　松浦　優子（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係
平成２４年（フ）第２９０４号
大阪府大東市中楠の里町11番20号
債務者　大浦　元気
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第３３００号
大阪府箕面市西小路４丁目８番46号、前住所大阪府箕面市稲２丁目３番13号
債務者　熊野　寿恵（旧姓御前）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４０７６号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―422号、前住所大阪市東住吉区住道矢田５丁目12番９号
債務者　竹内　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４１１８号
大阪府東大阪市南荘町９番５号　シャルマンフジ新石切102号、前住所大阪府東大阪市加納５丁目10番15号　ボヌール21―505号
債務者　髙木真奈美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４１４６号
大阪市東淀川区豊里３丁目15番19―801号
債務者　田代　浩一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４１６５号
大阪市浪速区桜川４丁目９番６－２Ｅ号
債務者　佐藤　純一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４１８５号
大阪市浪速区恵美須西２丁目11番17号　ユーハイツえびす南５Ａ号
債務者　小山　惠子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４２３４号
大阪府大東市泉町２―16―１―902　山口方、住民票上の住所大阪府大東市泉町２丁目８番10号
債務者　中村　　巧
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４２５５号
大阪府寝屋川市萱島信和町26番６号
債務者　永峰　亜紀
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４２８５号
大阪府寝屋川市石津南町８番25号
債務者　原田　裕平
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４３１６号
大阪市淀川区木川西１丁目13番28号
債務者　山田　秀敏
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４３２４号
大阪府枚方市桜丘町５番６―501号
債務者　新田　敏之
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４３２７号
大阪府大東市中楠の里町12番23号
債務者　西原　圭一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４４２１号
大阪府守口市藤田町３丁目38番９号
債務者　松見　康司
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４５２２号
大阪府交野市梅が枝37番308号
債務者　宮前　一樹
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部